

令和6年度案内

明和児童クラブ



学校法人 平方学園 明和児童クラブ

住所：〒371-0124 前橋市勝沢町282

(幼保連携型認定こども園 明和幼稚園 敷地内)

電話：027-212-0078 (080-1393-9928)

FAX：027-212-0079

Mail：renraku@hirakatagakuen.ac.jp

令和6年度 明和児童クラブ入会案内

1 児童クラブとは

児童クラブは、保護者が就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても、仲間となって楽しく遊び共に過ごすところで、豊かに育つための施設です。

※原則として通常児童帰宅時に、保護者が就労等により、自宅にいられない時間帯がある家庭が対象で、就労を辞める、もしくは休職する、または自宅に保護者のうちいずれかの方が、通常自宅にいられる状況になった場合、児童クラブの利用対象ではなくなります。

※就労状況が変わった場合はお知らせ下さい。

2 概要

- (1) 定員 110名（通年会員及び長期会員）
対象 1年生～6年生（対象地域は原則として、芳賀小、時沢小、桃木小、細井小の地域）
- (2) 場所 幼保連携型認定こども園 明和幼稚園敷地内
- (3) 開所時間

曜日	学校登校日	土曜日・学校休業日 (長期休業中)
月～金曜日	12:30 ～ 19:00	8:00 ～ 19:00

※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。

※18時30分を過ぎた場合は延長保育料が必要になります。

- (4) 会員種類 通年会員（1年を通して利用する会員）
長期会員（春夏冬の長期休業のみ利用する会員）
※長期会員は特別な場合以外は募集していません。

3 利用料等

(1) 通年会員

- ①入会金 10,000円

※明和幼稚園卒園児は、5,000円です。

※会員を継続した場合、小学校卒業まで有効です。

- ②保育料 8,000円／月額（月～土曜日 13:00～18:30）

※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。

※土曜日の午前保育料（8:00～13:00）は、別途徴収します。

※兄弟姉妹で同時利用している場合、第2子以降は保育料2千円減免します。

- ③副食費 2,000円／月額

※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。

- ④傷害保険料 800円／年度毎
※途中入会に関わらず定額です。
- ⑤事務教材費等 500円／月額
※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。
- ⑥車両維持費 1,000円／月額
※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。
※長期休業中の送迎は保護者の方をお願いします。
- ⑦施設整備維持費 500円／月額
- ⑧保育延長料 200円／1回（18時30分を過ぎた場合）
※1ヵ月内の合計金額は3千円を上限とします。
- ⑨土曜午前（8:00～13:00）保育料 600円／1回
- ⑩夏季休業中の午前保育料：8,000円／期間
※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。
- ⑪冬季または春季休業中の午前保育料：2,000円／期間
※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。
- ⑫休会中の会員継続料 月額4,000円／月額

（2）長期会員

※平成31年度以降の募集は行っておりませんが、通年会員からの変更（高学年児童優先）や兄弟関係への配慮等において特例として認めています。

- ①入会金 10,000円
※明和幼稚園卒園児は、5,000円です。
※会員を継続した場合、小学校卒業まで有効です。
- ②夏季休業中の保育料 15,000円／期間
※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。
- ③冬季または春季休業中の保育料 6,000円／期間
※日割り計算はせず、利用日数に関係なく定額です。
- ④夏季休業中の副食費 2,000円
- ⑤冬季または春季休業中の副食費 700円／期間
- ⑥傷害保険料 800円／年度毎
- ⑦事務教材費 500円／期間
- ⑧施設整備維持費 ・夏季休業中 1,000円／期間
・冬季または春季休業中 500円／期間
- ⑨保育延長料 200円／1回（18時30分を過ぎた場合）
※期間内の合計金額は3千円を上限とします。

（3）臨時利用

緊急を要する事情（家族の急病や入院、就業手続き等で放課後の家庭での保育ができない場合等）があり、本児童クラブが必要と認めた方が対象となります。

- ①入会金はありません。

- ②保護者の就労条件はありません。
- ③最初の利用日の2日前までに申し込んで下さい。
※傷害保険加入手続きに数日かかります。
※新年度毎の最初の利用は初めての扱いになります。
- ④保育料（長期休業中も同条件で利用可能です。）
- ・月～金曜日の保育料 1,000円／午後（13:00～18:30）
 - ・土曜日午前の保育料 1,000円／午前（8:00～13:00）
 - ・土曜日午後の保育料 1,000円／午後（13:00～18:30）
- ※土曜日、一日の利用保育料は2,000円です。
- ⑤副食費 80円／日額
※土曜日の午前中のみ利用の場合はかかりません。
- ⑥傷害保険料 800円／年度毎
※初回の利用申込時に必要です。
- ⑦事務教材費等 20円／日
※平日、土曜日の午前、午後、一日利用にかかわらず定額かかります。
- ⑧車両維持費 50円／日
※土曜日に利用する場合は、お迎えが無いので必要ありません
- ⑨保育延長料 200円／1回（上記④の保育終了時間を過ぎた場合）
※午前の延長は30分超を上限とし、それ以上は午後の料金がかかります。
※午後の延長は19:00までです。
- ⑩その他
長期休業中は土曜日と同じ利用条件になります。

4 保育料等の納付方法

お支払いは原則として口座振替（群馬銀行）をご利用いただいております。群馬銀行の口座（どこの支店でもかまいません）をお持ちでない方は口座の開設をお願いします。

※臨時利用の方は申し込み時に現金でお支払いいただくか、翌月の口座振替になるかの何れかになります。

※引き落としができなかった場合は、引落手数料を含んだ金額を現金でお支払いいただきます。

5 入会の申込方法

（1）通年会員及び長期会員の申込方法

手順①「入会申請書」を提出して下さい。

※本クラブまで取りに来ていただき、必要事項をご記入の上、提出して下さい。

手順②入会が認められ次第、下記の必要書類を提出して下さい。

※入会許可書をお渡しします。

※必要書類は本クラブまで取りに来て下さい。

※指定期間内に提出をお願いします。

- 提出書類1「家庭状況調査票」

※健康保険証及び福祉医療費受給資格者証を所定の位置に貼って下さい。

※新しい健康保険証等が配布された場合は、写しを再提出して下さい。

- 提出書類2「就労証明書」

※申請時点で就職されていない方は、今後の予定等をご相談して下さい。

- 提出書類3「振込依頼書」

※群馬銀行への手続きをお願いします。なお、支店の指定はありません。

- 提出書類4「写真等公開にともなう調査のお願い」

6 臨時利用の申込方法

手順①本児童クラブで「臨時利用申込書」「家庭状況調査票」「就労証明書（就労者のみ）」の必要書類を受領して下さい。

※上記の「家庭状況調査書」「就労証明書（就労者のみ）」は、前橋市の指導により、新年度ごとに、初めての臨時利用の2日前までに、傷害保険料800円と共に提出して下さい。年度中2回目以降の利用の際は不要です。

※児童の健康保険証及び福祉医療費受給資格者証の写しを家庭状況調査書裏の所定の位置に貼って下さい。

※長期会員の方は「臨時利用申込書」以外は不要です。

手順②上記書類とともに、該当する利用料等をお支払い下さい。

※利用料等については、上記3保育料等の（3）臨時利用を参照して下さい。

※定員の関係や、小学校へのお迎えの時間帯によっては臨時利用をお受けできない場合があります。

7 休会

(1) 通年会員の休会

通年会員で、やむを得ない事情（家族もしくは本人の入院、出産、退職、転校等）により、1カ月以上本児童クラブを欠席する場合、「休会願」を提出し、本児童クラブで許可された場合のみ休会となります。

休会期間は2ヶ月間を上限として、月額4,000円の会員継続料が必要となります。

※「休会願」提出の翌月から休会扱いとなります。

※「休会願」が提出されない場合、通常の利用料が発生するか、または、退会扱いになることがあります。

※再登所を希望する場合は、通会願（再登所願）を提出して下さい。

※保護者のうち、父親または母親が退職し、その状況が続いた場合、利用対象で、なくなる場合がありますのでご相談ください。

※特別な事情がある場合には、期間や費用について配慮できることもありますので、ご相談ください。

(2) 長期会員の休会

長期会員で各長期休業時に本児童クラブを利用しない場合は、利用しない長期休業前に「休会願」を提出して下さい。

※休会は連続2期間までとし、3期間目に休会の場合は、利用しなくても利用料金が発生します。また、1年間本児童クラブを利用されない場合、原則として退会扱いになります。

8 退会

(1) 通年会員の退会

以下の理由に該当する場合、原則退会となります。

- 退会願を提出し、受理される。
- 新年度にあたり更新届が提出されない。
- 1ヵ月以上休会願の提出が無く、連絡もなく本児童クラブを欠席する。
※休会願が提出されない場合、通常の利用料がかかります。
- 他の児童クラブに重複して入会する。
- 保育料の未納が1ヵ月を超える。
- 児童が集団生活になじめない。
- 支援員の指示に従えなかったり、他の児童に危害を及ぼしたりするなどの問題が、児童にみられる。

(2) 長期会員の退会

以下の理由に該当する場合、原則退会となります。

- 6ヵ月休会願の提出が無く、長期休業時に児童クラブを利用しない。
- その他は、通年会員の退会理由と同様の場合が該当

9 会員の継続

本児童クラブは退会しない限り、原則小学6年生まで会員を継続できます。

但し、新年度毎に継続の手続きをお願いします。

(1) 通年利用の会員及び長期会員の手続き方法

手順①「通年会員または長期会員の継続願」を提出して下さい。

※各会員の皆様へ、本児童クラブよりご案内を郵送いたします。必要事項をご記入の上ご提出下さい。

手順②継続が認められ次第、下記の必要書類を提出して下さい。

※継続許可書をお渡しします。

※必要書類は本クラブまで取りに来て下さい。

※指定期間内に提出をお願いします。

- 提出書類1「家庭状況調票」
※健康保険証及び福祉医療費受給資格者証の写しを所定の位置に貼って下さい。
※新しい健康保険証等が配布された場合は、写しを再提出して下さい。
- 提出書類2「就労証明書」

※申請時点で就職されていない方は、今後の予定等お話しして下さい。

10 会員の変更

会員の変更は原則できません。

但し、通年会員に定員の空きがある場合、長期会員から通年会員の変更ができます。また、長期会員に定員の空きがある場合は、通年会員から長期会員への変更ができますが、利用日数が少なくなった高学年児童を優先します。

※長期会員から通年会員に変更した児童が、やむを得ない事情（家族もしくは本人の入院、出産、退職、転校等）により、長期会員に再変更したいとき、変更願を提出し、本児童クラブで認められた場合のみ再変更ができます。

11 本児童クラブでの生活の中で準備していただくもの

- ・上履き（氏名が記載された運動靴 スリッパは不可） 必須
※ロッカーに置けます。
- ・上下、下着、靴下等の着替え（氏名を書いて下さい） 可能な限り
※ロッカーに置けます。
- ・ハンカチまたはタオル（原則持ち帰りです） 必須
- ・水筒 可能な限り
- ・弁当（土曜日や長期休業期間中のみ） 必須

12 児童クラブでの一日（一例）

※あくまでも例なので、下校時刻の変更、催し物の開催、児童の実態等により、支援員の工夫で変更する場合があります。



13 その他

- お便りやホームページなどへのお子さんの顔写真掲載について、個人情報保護の観点から、保護者のご意向を必要書類と一緒にお渡しをする「写真等の公開にともなう調査のお願い」に記入し提出をお願いします。
 - 防犯上、保護者用名札を配布しますので、お迎えの際は身につけて下さい。なお、紛失・破損・複数必要な場合は、新たに1セット200円で発行いたします。
 - 提出書類の内容に変更・追加がありましたら、直ちにお知らせ下さい。
 - 欠席等の連絡は、登録時間内（当日の13時まで）に利用予約システムに必ず登録してください。なお、下校時刻が迫っての早引き等、登録時間外の連絡が急遽必要になった場合のみ、電話（027-212-0078）で連絡してください。
- ※「利用予約システムについて（お知らせ）」をご確認ください。
- 児童クラブからの一斉送信メールを受信していただくために、メールアドレスの登録が必要になりますが、それについては、別途ご案内いたします。

14 問い合わせ先

住 所 前橋市勝沢町282 明和幼稚園内
電 話 027-212-0078 (080-1393-9928)
F A X 027-212-0079
Mail renraku@hirakatagakuen.ac.jp

明和児童クラブ配置図

